

4 知能犯罪

(1) 贈収賄事件

平成13年中の贈収賄事件の検挙事件数は85件で、検挙人員は262名であり、半田市長らによる公共工事発注をめぐる贈収賄事件等の社会的反響の大きい事件を検挙している(図表1-29)。

図表1-29 贈収賄事件の検挙事件数・人員の推移

区分	年次	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13
検 挙 事 件 数		8 9	7 1	6 7	6 4	8 5
検 挙 人 員		2 9 3	2 4 0	1 9 5	1 8 7	2 6 2

注：検挙人員は、各年中に検挙した事件に関し送致した被疑者（当該年の翌年以降に送致した者を含む。）の数である。ただし、平成13年の検挙人員は、同年12月末までに送致した者の数である。

【事例1】郵政職員らによる郵便料金徴収等をめぐる贈収賄事件（京都）

郵便局職員(49)は、ダイレクトメール発送業務等に関し、ダイレクトメールの差出通数の過少申告を是認して郵便物を引き受けたこと等の謝礼としてダイレクトメール発送会社社長(53)らから、平成12年3月頃から同年4月頃までの間、前後数回にわたり、現金合計170万円を收受した（1月16日検挙）。

近畿郵政局職員(39)は、管下郵便局に対する郵便料金の適正収納等の業務指導に関し、ダイレクトメールの不正差出が発覚しないよう業務指導に関する情報を漏示したこと等の謝礼として、同社社長から、平成8年11月頃から平成12年4月頃までの間、前後十数回にわたり、現金合計1,250万円を收受した（2月5日検挙）。

【事例2】大阪府議会議員らによる公共工事発注をめぐるあっせん贈収賄事件（大阪）

大阪府議会議員(63)は、府発注の公共工事の指名競争入札等に関し、入札予定価格等を教示して貰いたい旨の請託を受け、担当府職員に同価格等を内報するように申し入れて、職務上不正な行為をするようにあっせんしたことに対する謝礼として、平成9年11月頃及び平成12年3月頃、電気設備会社社長(58)らから、現金合計400万円を收受した（4月19日検挙）。

【事例3】半田市長らによる公共工事発注をめぐる贈収賄事件（愛知）

半田市長(61)は、市発注の公共工事入札に関し、指名競争入札の参加業者に指名するなどの有利便宜な取扱いを受けたい旨の請託を受け、その報酬として、建設会社営業部長(55)らから、同市長の親族が代表取締役を務める設備工事会社に、同建設会社から下請発注した工事代金に上乘せされて支払われることを知りながら、平成11年12月下旬頃、同報酬分200万円を含んだ約束手形及び小切手を第三者である同設備工事会社に供与させた（4月30日検挙）。

【事例4】元広島国税局酒類業調整官らの酒類販売業者に対する指導監督をめぐる収賄事件（広島）

元広島国税局酒類業調整官(54)は、酒類の製造・販売業者や酒類業組合に対する指導監督に関し、店舗拡大を図っていたコンビニエンスストア経営会社の加盟店の酒類販売業に対する指導を穏便にしてやったことの謝礼として、平成10年1月頃、同社元役員から、現金250万円を收受した（5月9日検挙）。

【事例5】天理市長らによる職員採用をめぐる贈収賄事件（奈良）

天理市長(70)は、同市職員採用候補者試験に関し、同試験の合格及び同市職員として採用してもらいたい旨の請託を受け、その謝礼として、平成10年10月頃、受験者の関係者(57)らから、現金100万円を収受した（9月4日検挙）。

【事例6】大分県議会議員らによる道路改築事業に伴う移転補償をめぐるあっせん贈収賄事件（大分）

大分県議会議員(68)は、県が施行する都市計画道路改築事業に伴う建物等の移転補償に関し、補償額を増額するように働きかけて貰いたい旨の請託を受け、担当県職員らに不正な行為により補償額を増額するように申し入れて、職務上不正な行為をするようにあっせんしたことに対する謝礼として、平成10年11月頃、宗教法人役員(66)らから、現金1,000万円を収受した（10月12日検挙）。

【事例7】宮城県議会議員らによる公共工事発注をめぐるあっせん贈収賄事件（宮城）

宮城県議会議員(48)は、県議会議員であった平成10年12月上旬ころ、県農林振興事務所発注の公共工事の指名競争入札等に関し、入札予定価格等を教示して貰いたい旨の請託を受け、同事務所の担当職員に同価格を内報するように申し入れて、職務上不正な行為をするようにあっせんしたことに対する謝礼として、土木工事会社役員(55)から、現金100万円を収受した（11月22日検挙）。

(2) 偽計入札妨害・談合事件

平成13年中の偽計入札妨害事件の検挙事件数は14件で、検挙人員は44人であり、不正談合の検挙事件数は6件で、検挙人員は79人である。

【事例1】宮城県議会議員らによる公共工事をめぐる偽計入札妨害事件（宮城）

宮城県議会議員(53)及び建設会社社長(47)らは、同県発注の公共工事の入札に際し、同県議が聞き出した設計価格を同社長らに内報し、入札予定価格に近接する金額で落札させ、偽計を用いて公の入札の公正を害した（1月11日検挙）。

【事例2】鹿町町発注の公共工事をめぐる談合事件（長崎）

建設会社社長(60)らは、鹿町町発注の漁港改修工事の指名競争入札において、公正な価格を害し、かつ、談合金の交付を受け不正の利益を得る目的をもって、共謀の上、利益の半額を提供することを条件に同建設会社を落札予定者とする旨協定するなどし、もって談合した（5月15日検挙）。

(3) 選挙違反事件

ア 第19回参議院議員通常選挙違反取締状況

第19回参議院議員通常選挙における公職選挙法違反事件の検挙状況は、選挙期日後90日(平成13年10月27日)現在で、検挙件数が473件、検挙人員が869人(うち逮捕者193人)であり、これは前回同時期に比べ、検挙件数で240件(103.0%)、検挙人員で343人(65.2%)、逮捕人員で123人(175.7%)それぞれ増加している。罪種別にみると、買収事件の検挙件数が262件、検挙人員が559人であり、全体に占める割合は、検挙件数で55.4%、検挙人員で64.3%と最も高くなっている。また、公務員の地位利用事件の検挙が大幅に増加している。(図表1-30)

図表 1 - 30 罪種別検挙状況の比較

選挙 罪種	今回(第19回)						前回(第18回)		増減	
	比例代表		選挙区		合計		件数	人員	件数	人員
	件数	人員	件数	人員	件数	人員				
買収	123	268 (63)	139	291 (53)	262	559 (116)	135	362 (48)	127	197 (68)
自由妨害	3	3 (2)	33	32 (24)	36	35 (26)	31	34 (18)	5	1 (8)
戸別訪問	16	43 (0)	5	15 (0)	21	58 (0)	20	35 (0)	1	23 (0)
文書違反	42	67 (1)	11	41 (1)	53	108 (2)	32	82 (2)	21	26 (0)
公務員の 地位利用	34	56 (24)	2	11 (4)	36	67 (28)	1	1 (0)	35	66 (28)
その他	45	41 (21)	20	1 (0)	65	42 (21)	14	12 (2)	51	30 (19)
計	263	478 (111)	210	391 (82)	473	869 (193)	233	526 (70)	240	343 (123)

注1：()内は逮捕者数で内数である。

2：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

【事例1】近畿郵政局長らによる公務員の地位利用事件(大阪)

近畿郵政局長(59)らは、共謀の上、平成13年2月上旬から3月上旬にかけて開催された近畿郵政局管内の大阪堺特定郵便局長業務推進連絡会(以下「特推連」という。)、三嶋特推連等15の特推連の会合において、それぞれ傘下の特定郵便局長に対し、投票及び投票取りまとめ等の選挙運動を依頼をした(8月10日検挙)。

【事例2】候補者らによる現金買収事件(神奈川)

候補者(54)らは、共謀の上、平成13年7月下旬ころ、未成年者等に選挙運動をさせ、その報酬として現金合計二十数万円を供与した(7月31日検挙)。

【事例3】候補者秘書らによる現金買収事件(栃木)

候補者秘書(43)は、平成13年6月中旬ころ、選挙人1人に対し、立候補予定者への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として現金数万円を供与し、さらに、同人と共謀の上、選挙人十数人に対し、前同様の報酬として、それぞれ現金数万円の供与の申込みをした(7月31日検挙)。

イ 一般地方選挙違反取締状況

一般地方選挙においては、首長・各種議会議員等を検挙している。

【事例1】岐阜市長選挙における公務員の地位利用事件(岐阜)

岐阜市の幹部(57)らは、共謀の上、平成13年1月中旬ころ、部下職員に対し、その職務上の地位を利用して、候補者への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動を依頼した(2月13日検挙)。

【事例2】平鹿町長選挙における現金買収事件（秋田）

候補者(66)は、平成13年5月上旬ころ、平鹿町議10名に対し、投票及び投票取りまとめ等の選挙運動を依頼し、その報酬として現金合計数百万円を供与した（6月16日検挙）。

【事例3】都議会議員選挙における現金買収事件（警視庁）

候補者(54)らは、共謀の上、平成13年6月中旬ころから7月上旬ころまでの間、選挙運動者二十数名に対し、選挙運動をしたことの報酬として現金七十数万円を供与した（7月11日検挙）。

(4) 公務員犯罪

公務員犯罪については、外務省幹部職員らによる詐欺事件等を検挙している。

【事例1】外務省幹部職員らによる詐欺事件（警視庁）

元外務省要人外国訪問支援室長(55)は、内閣総理大臣及びその随員に関する実際のホテル利用料金と法律の規定に基づき支給される宿泊料との差額を水増し請求等し、内閣官房の担当者を誤信させて、総額約5億600万円を詐取した（3月10日検挙）。

外務省総務参事官室課長補佐(45)らは、サミット準備事務局において使用したハイヤーの使用料金を水増し請求し、外務大臣官房会計課の担当者を誤信させて、総額約2,200万円を詐取した（7月16日検挙）。

外務省西欧第一課課長補佐(56)らは、アジア太平洋経済協力第7回閣僚会議等におけるホテルの室料等を水増し請求し、外務大臣官房会計課の担当者を誤信させて、総額約4億2,000万円を詐取した（9月6日検挙）

【事例2】元県副知事らによる協業組合に対する融資をめぐる背任・詐欺事件（高知）

元県副知事(71)らは、縫製業の協業組合に県の高度化事業資金を融資した際に、同組合が見せ金増資を仮装して事業資金を詐取していたことを承知の上、共謀して自己及び同組合の利益を図る目的で任務に背き、県の資金貸付要綱を創設し、議会の承認を得ずに融資を決定して十分な担保を徴求することなく、平成8年9月から同9年12月までの間、同組合に合計12億350万円の融資を実行して、県に同額の財産上の損害を与えたほか、同組合理事らが、内容虚偽の事業計画書等を県に提出して貸付金14億4,350万円の交付を受けた（2月10日・5月10日検挙）。

【事例3】元筑南水道企業団次長による有印公文書偽造・詐欺等事件（茨城）

元筑南水道企業団次長(55)は、同企業団企業長名義の借入申込書などを偽造し、全国信用金庫連合会の担当者を誤信させて、自己管理に係る普通預金口座に100億円を振込送金させた（6月14日検挙）。

(5) 金融・不良債権関連事犯

平成13年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は202件で、前年同期に比べ14件(6.5%)減少している。検挙事件数の内訳を見ると、「融資過程における金融・不良債権関連事犯」が16件の増加、「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」が24件の減少、「その他の金融機関の役職員による金融・不良債権関連事犯」が6件の減少となっている（図表1-31）。

図表 1 - 31 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分	年次	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13
総計	計	1 7 2 (79)	2 1 4 (85)	1 9 8 (102)	2 1 6 (117)	2 0 2 (101)
	融資過程	2 1 (2)	2 3 (11)	3 3 (18)	2 8 (19)	4 4 (27)
	債権回収過程	8 7 (77)	1 0 7 (74)	1 0 3 (84)	1 1 7 (98)	9 3 (74)
	その他の金融機関役員	6 4 (0)	8 4 (0)	6 2 (0)	7 1 (0)	6 5 (0)

(注) ()内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を指す。

ア 融資過程における金融・不良債権関連事犯

平成13年中の金融・不良債権関連事犯のうち、融資過程における背任・詐欺事件等の検挙事件数は44件であり、地方銀行のトップらによる特別背任事件等の社会的反響の大きい事件を検挙している。

【事例1】信用金庫元理事長らによる背任事件（宮崎）

信用金庫元理事長(71)らは、共謀の上、融資先の利益を図る目的をもって、同信金の任務に背き、不動産会社が資金繰りに窮し、営業実績が好転する見込みもないのに確実に十分な担保を徴求することなく、同社に対して平成9年12月から同10年12月までの間、2回にわたり合計6,000万円の融資を実行して、同信金に同額の損害を与えた（1月23日検挙）。

【事例2】地方銀行元頭取らによる商法違反（特別背任）事件（新潟）

地方銀行元頭取(73)らは、共謀の上、自己及び頭取が実質支配する融資先の利益を図る目的をもって、同行の任務に背き、融資先に債務の返済能力及び担保不動産の担保余力もないことから、貸付金の回収が危ぶまれる状態を熟知の上、十分な担保を徴求することなく、平成10年7月から同11年7月までの間、融資先グループに対して合計60億4,700万円の貸付を実行し、同行に同額の損害を与えた（2月7日検挙）。

【事例3】中小企業金融安定化特別保証制度を悪用した詐欺事件（福岡）

広告会社の役員(42)らは、共謀の上、金融機関から中小企業金融安定化特別保証制度による融資金を詐取することを企て、印刷機の購入や融資金の返済意思も能力もないのに、平成11年2月から同年7月までの間、虚偽の印刷機購入見積書及び事業計画書等を提出して融資申込みを行い信用保証協会の保証を決定させて、同金融機関から合計約8,500万円を振込入金させ、もって、人を欺いて財物の交付を受けた（3月10日検挙）。

【事例4】信用組合元理事長らによる検査忌避並びに背任事件（兵庫）

A信用組合元理事長(55)らは、共謀の上、信用組合の業務に関し、近畿財務局長が平成12年5月から同年10月までの間に実施した立入検査に際し、検査官に対し、延滞債権であった債務者の貸出金につき、貸出金・債務保証見返調査表を提出せず、また、債務者の貸出金につき、検査官からの貸出状況等の質問に対し、貸出金は返済されている旨の虚偽の答弁等をした（11月14日検挙）。

A信用組合及びB信用組合の元理事長(61)らは、共謀の上、自己及び金融会社の利益を図る目的で、それぞれの任務に背き、貸付金の回収が危ぶまれることを十分認識しながら確実な担保を徴求せずに、平成8年12月から同10年8月までの間、前後四十数回にわたり、不動産売買会社等2社に対し、合計1億数千万円を不正に貸付けたほか、自己、C信用組合及び

D信用組合役員らの利益を図る目的で、それぞれの任務に背き、D信用組合の不良債権の返済資金を捻出するために、平成9年9月ころ及び同10年7月ころ、借入名義人等に対し、合計約7億円を不正に貸付け、A信用組合及びB信用組合に合計8億数千万円の損害を加えた(11月14日検挙)。

E信用組合元理事長(63)らは、共謀の上、自己及びD信用組合役員らの利益を図る目的で、それぞれの任務に背き、D信用組合の不良債権の返済資金を捻出するために、平成9年9月ころ、架空人に対し、3億数千万円を不正に貸付け、E信用組合に同額の損害を加えた(12月5日検挙)。

C信用組合元理事長(61)らは、共謀の上、自己及びD信用組合役員らの利益を図る目的で、それぞれの任務に背き、D信用組合の不良債権の返済資金を捻出するために、平成9年9月ころ、借入名義人に対し、3億数千万円を不正に貸付け、C信用組合に同額の損害を加えた(12月17日検挙)。

なお、上記の各信用組合は、いずれも同一の信用組合協会の会員である。

イ 債権回収過程における金融・不良債権関連事犯

平成13年中の金融・不良債権関連事犯のうち、金融機関の債権回収過程において、民事執行を妨害するなどした競売入札妨害、公正証書原本不実記載事件等の検挙事件数は93件であり、このうち、暴力団等に係る事件の検挙事件数は74件となっている。

【事例】百貨店元会長による強制執行妨害事件(警視庁)

百貨店及び同社グループ全体の実質的経営に当たっていた元会長(89)は、同社が長期信用銀行からの借入金債務に連帯保証し、同社グループ22社が民事再生手続開始の申立てを行ったことから、同銀行等からの仮差押えを危惧して強制執行を免れる目的で、平成12年7月ころ、金融機関に開設の自己名義預金から約1億5,700万円を払い戻して自宅等に保管し、妻の保管管理を装うなど、強制執行を免れる目的で財産を隠匿した(5月25日検挙)。

ウ その他の金融機関役職員による金融・不良債権関連事犯

平成13年中の金融・不良債権関連事犯のうち、金融機関役職員らによる大規模な詐欺、横領等(1)及び(2)で挙げた事例を除く)の検挙事件数は65件となっている。

【事例1】信用組合理事長による多額電子計算機使用詐欺事件(三重)

信用組合理事長(47)は、支店長当時の平成6年6月から同8年7月までの間、情を知らない部下職員に命じて、オンラインシステムの端末機を操作させ、貸付及び預金等の事務処理に使用されている電子計算機に対して、自己が開設した架空名義口座に合計約1億1,200万円の貸付金の入金があった旨の虚偽の情報を与えて、同口座の残高を増加させた不実の電磁的記録を作り、同金額相当の財産上不法の利益を得た(2月15日検挙)。

【事例2】信用組合元理事長らによる検査忌避並びに業務上横領事件(警視庁)

信用組合元理事長(64)らは、共謀の上、信用組合の業務に関し、東京都知事が平成10年10月及び同年12月に実施した立入検査に際し、検査員に対し、延滞債権である債務者の貸出金につき貸出金・債務保証見返調査表を提出せず、同貸出金の検査を免れ、検査を忌避した。

同元理事長らは、平成6年12月から同10年4月ころまでの間、前後十数回にわたり、同組合本店において、同組合のため業務上預かり保管中の現金約8億4,000万円を、同組合本店開設の個人名義の預金口座に入金して着服横領した(11月8日検挙)。

(6) 企業犯罪

企業犯罪については、会社役員らによる特別背任事件等を検挙している。

【事例1】 かつら製造販売会社役員らによる商法違反（特別背任）事件（北海道）

かつら製造販売会社の役員(50)らは、同販売会社の親会社から申立てされた同人等に対する職務執行停止の仮処分により各々の職務を剥奪されることを察知し、共謀の上、自己等の利益を図る目的で、同販売会社振出の小切手を作成交付し、同社に対して合計2億2,824万円余の債務を負担させて、財産上の損害を与えた（2月23日検挙）。

【事例2】 地方新聞社元社長らによる商法違反（特別背任）事件（群馬）

地方新聞社元社長(60)らは、共謀の上、自己及び同社長が実質経営する不動産開発会社の利益を図る目的をもって、同新聞社の任務に背き、取締役会の決議を経ず、かつ担保を徴求する等の貸付金回収の措置を講ずることなく、平成9年10月ころ、同新聞社振出の小切手（額面5,000万円）を作成し都市銀行に交付して、同新聞社が同不動産開発会社に貸付を行うに際し同銀行から借り入れていた債務の弁済に充て、さらに、同不動産開発会社の自己名義の預金口座に1億6,900万円を振込送金して融資したほか、合計2億6,900万円を同不動産開発会社に貸付を実行したほか、同不動産開発会社が商社に対して負担する債務のうち合計約44億6,000万円を同新聞社の子会社で負担するとともに、同債務を同新聞社で連帯保証するなどして、同新聞社に同額の財産上の損害を与えた（10月8日検挙）。

【事例3】 店頭登録会社役員らによる商法違反（違法配当）並びに証券取引法違反（有価証券報告書虚偽記載）事件（愛知）

店頭登録会社の役員(55)らは、共謀の上、同社の決算を行うに当たり、真実は配当すべき利益は皆無であったにもかかわらず、経営悪化を隠蔽して株価の下落を防ぐ等の意図の下に利益の配当をしようとして企て、利益を水増しさせて作成した虚偽の決算書を基に利益配当する旨の利益処分案を作成し、株主総会において可決させて、株主に合計約3億2,000万円の支払いをして違法配当を行うとともに、平成10年10月並びに同11年10月、内容虚偽の決算内容を掲載した有価証券報告書を東海財務局長へ提出した（12月4日検挙）。

(7) 一般知能犯罪

一般知能犯罪については、社会福祉法人役員らによる補助金不正受給等の補助金等適正化法違反・詐欺事件等を検挙している。

【事例1】 社会福祉法人理事長らによる補助金適正化法違反並びに詐欺事件（山梨）

社会福祉法人理事長(74)らは、共謀の上、老人福祉施設の新築に際し、老人福祉施設等施設整備費補助金等の交付申請に当たり、その工事費を水増しして県に提出し、間接補助金及び県単独補助金を不正に請求し、偽りその他不正の手段により、間接補助金3億9,680万円余を交付させるとともに、県の担当者を欺いて県単独補助金6,613万円を交付させた（1月20日検挙）。

【事例2】社会福祉法人理事らによる補助金等適正化法違反並びに詐欺事件（三重）

社会福祉法人理事(63)らは、共謀の上、老人福祉施設の増築及び創設に際し、老人福祉施設等設備整備費補助金等の交付申請に当たり、その工事費を水増しして県に提出し、間接補助金及び県単独補助金を不正に請求し、偽りその他不正の手段により、間接補助金約2億7,932万円を交付させるとともに、県の担当者を欺いて県単独補助金等合計約5,471万円を不正に受給した（2月28日検挙）。

(8) 偽造犯罪

平成13年中に検挙した偽造犯罪は、通貨偽造犯罪については、パソコン、カラーコピー機能等を利用した通貨偽造事件が目立っている。また本年8月以降、両替機、券売機等に対して偽造銀行券が行使される事件が発生し、偽造通貨行使等の容疑で捜査するとともに、防犯対策上の見地から、関係機関との連携を可能な限り図っているところである。

【事例1】カラーコピー機使用による日本銀行券偽造・同行使事件（京都）

無職の男性(36)らは、共謀の上、カラーコピー機等を用いて日本銀行券の一万円券及び千円券計約200枚を偽造した上、雑貨店において偽造にかかる千円券1枚を行使した（4月18日検挙）。

【事例2】郵便局員による日本銀行一万円券偽造・同行使事件（山形）

郵便局員(26)は、行使の目的でパーソナルコンピュータ、スキャナー及びカラープリンター等を用い、日本銀行券の一万円券数十枚を偽造した上、郵便局金庫内に保管された真正な日本銀行一万円券に当該偽造一万円券を混入させ、別の局員をして顧客に対して真正なものとして交付させて、これを行使した（5月10日検挙）。

【事例3】郵便局等における偽造収入印紙交換名下等の詐欺並びに印紙犯罪処罰法違反事件（静岡・山梨）

無職の男性(42)は、平成13年4月ころ、静岡、山梨、長野県内の郵便局及び金券ショップにおいて、偽造の額面一万円の収入印紙約200枚を提示して、交換、買い取りを申込み、真正な収入印紙と信用させて、額面5千円の収入印紙約60枚、現金約15万円の交付を受けた（4月26日検挙）。

【事例4】特異な日本銀行千円券偽造及び自動販売機に対する同行使事件（新潟）

無職の男性(34)は、行使の目的をもって、ほしいままにパーソナルコンピューター等を用いて、日本銀行千円券を数枚偽造し、新潟県内設置の清涼飲料水の自動販売機に挿入して行使したものである（11月17日検挙）。